

核兵器の日本持込み問題

1991年(平成3年)の水上艦及び攻撃型潜水艦を含む米国海軍の艦艇から戦術核兵器を撤去する旨の発表、1992年(平成4年)の同撤去を完了した旨の発表、2010年(平成22年)4月の核トマホーク(TLAN/N)を退役させる旨の発表、これまで公にされた米国の核政策の裏付けは、現時点において、核兵器を搭載する米国艦船の我が国への寄港はないというのが、政府の判断です。

[昭和55年以前]

わが国は、核兵器に対し、いわゆる非核三原則を堅持する政策をとっており、核兵器の持込みについては、日米安全保障条約第6条の実施に関する交換公文により、「装備における重要な変更」として事前協議の対象となっている。

昭和49年9月米国議会原子力合同委員会において、ラ・ロック退役海軍少将は「核搭載能力のある米国の艦船は、核を積んだまま外国の港に入っている。」と証言した。これを、わが国に適用すれば、空母ミッドウェイや原子力潜水艦などは、核兵器を積んだまま横須賀港に入港していたことになり、同年10月、大きな政治問題に発展した。

本市は、市民生活の安全確保の見地から、以後連日のように、この事実関係の究明を政府に求めるとともに、これが明白にされるまでの間、空母ミッドウェイ等核装備可能な米艦船の横須賀寄港を見合わせるよう、県ともども関係方面に強く要望した。

昭和49年10月22日、外務事務次官名をもって、市長あてに、これまで米国政府から核兵器の持込みについて事前協議をうけたことがないことから、わが国には核兵器は持ち込まれていないことは明白である旨の通告をしてきた。

さらに、昭和53年2月8日の新聞は、こんどはクレーター米海軍長官が、7日米下院軍事委員会で、横須賀を母港としている米第7艦隊の空母ミッドウェイが「米国の抑止力の部分をなす核攻撃用航空機の母艦の役割を果たしてきた。」と言明したことを報道した。

このため8日、開会中の国会でも論議されたが、政府は事前協議がない以上、核持込みはない、したがって外交折衝は行わない態度をとった。

また、同日、米國務省は「米国は、日米安保条約及びその関連取極の下で日本に対する約束を忠実に尊重してきた。米国は、核兵器に対する日本国民の特殊な感情を十分理解している。」

との声明を発表し、同海軍長官の発言が日本への核持込みを意味していないことを強調した。

本市は、従来から「核兵器持込みは絶対反対」の一貫した態度をとっており、核持込みが事実の場合には、ミッドウェイ等の入港拒否を含め、過去、昭和48年10月4日及び昭和49年10月7日の2回にわたる態度の声明や、市議会における意見書の採択（昭和49.10.12）など、たえず市民を不測の事態から守る立場をとっている。

このときのクレーター発言に際しては、本市のそれまでの態度に変更のない旨、市長名をもって重ねて政府関係機関へ申し入れた。（昭和53.2.13）

[昭和56年]

さらに、昭和56年5月18日付け新聞で、ライシャワー元駐日米国大使が、新聞社のインタビューに答え「米艦船が核を積んだまま日本に寄港している。」と発言したことが、報道された。

市は、この報道に対し、翌5月19日、政府に対し、「政府は、今回の「核持込み発言」に対して、速矢かにその事実関係を国民、市民の前に明らかにし、市民の疑惑と不安を解消されるとともに核積載寄港及び領海通過を含む「非核三原則」が今後、厳正に遵守されることを、43万市民の安全を守る立場から、強く要請する」旨、市長名で要請文を提出した。

さらに、このような状況下において、空母ミッドウェイの「入港」が伝えられたことから、市は5月28日「空母ミッドウェイの入港は、日米安保条約に基づく、いわゆる「母港化」であることを十分理解しているものであるが、これは同時に、いわゆる「家族居住」を伴うものであり、現在、各方面の配意と双方の努力の下に、多くの米軍人、軍属の家族が、地元横須賀市民とともに生活し、そこには、よき日米関係が続けられている実態を思うとき、只今の状況下における「帰港」は決して適切な措置とは考えられないのである。

したがって、この際帰港することについては、慎重に配慮して、これを見合わせ、然るべく寄港の「延期」を図られることを希望する」旨、市長名で声明を行った。

なお、空母ミッドウェイの、この時期における帰港延期を要請する声明を、5月29日付け、6月3日付けで行い、市議会においても、「核積載米軍艦艇の寄港並びに領海通過に関する意見書」を5月29日採択し翌30日、内閣総理大臣、外務大臣、自治大臣及び防衛庁長官あてに提出した。

[昭和57年・58年]

昭和57年11月7日付け新聞は、核・非核両用弾頭装填可能の巡航ミサイル「トマホーク」等を装備する復役戦艦ニュージャージーが、日本周辺の西太平洋に処女航海することが、明らかになったと報道し、さらに、また、昭和58年1月4日付け新聞では、この米復役戦艦と新原子力空母の日本寄港を計画、今夏には第7艦隊に配備されることが報道された。

このため、国会においても「非核三原則」をめぐる種々論議が行われ、また同年3月開会の本市議会での各会派代表質問の中で、市長は「もし戦艦ニュージャージーの寄港通知等があれば、議会と相談して共々にもっとも適切な対応を図りたい」との考えを明らかにした。

同年6月29日付け新聞は、米戦艦ニュージャージーは、6月27日に東経 170度以西の第7艦隊の責任海域に入り、7月3日にフィリピンに寄港のあと、シンガポール、香港、韓国を経て、8月に佐世保、横須賀、に寄港する可能性が強いことを伝えた。

これらの情報に伴って、市は直ちに国並びに在日米軍海軍司令部に事実の確認を行うとともに、6月29日、市長、県知事の連名で「……巡航ミサイルトマホークを積載した戦艦ニュージャージーの寄港は、核持込みの強い疑惑を持ち続けてきた県・市民に大きな不安を与えている。その疑惑と不安を解消するため、同艦の横須賀等への寄港取りやめについて厳正な措置をとるように……」との申し入れを外務大臣に行った。また、市議会においても、7月25日に第2回臨時会を開き、「……政府におかれましては、市民の生命の安全確保のため、非核三原則を堅持するとともに、戦艦ニュージャージーの寄港を見合わせるよう厳正な措置をとられたい。……」旨の意見書を採択し、直ちに内閣総理大臣、外務大臣、防衛庁長官あてに提出した。

なお、戦艦ニュージャージーは、その後、中米地区で行われる大規模軍事演習に参加するため、日本への寄港は中止となった。

[昭和59年]

昭和59年1月9日付け新聞で、核ミサイルを積載した通常型潜水艦(グレイバック及びクラウラー)が、昭和34年から昭和39年にかけて横須賀に寄港していたとする記述が、米海軍軍艦事典にあることが報道された。この情報を得て市は、同日外務省に事実関係を早急に明確にするよ

う申し入れを行うとともに、市長は、「(1)事実関係を政府において明らかにすること。(2)非核三原則の厳正な遵守を43万人市民の安全を守る立場から、政府に対し強く求めていく。この姿勢はなんら変わるものではない。」旨のコメントを発表した。その後、1月26日に米国政府から日本政府に対し、事実関係の調査結果として、「(1)グレイバック及びクラウラーがレギラスⅡ型ミサイルを積載していたとする記述は事実ではない。(2)米海軍軍艦事典の改訂を検討中である。」との通知があった。

同年2月2日付け新聞は、米国85会計年度軍事情勢報告によれば、核弾頭装備可能な海上発射巡航ミサイル(艦対地トマホーク=TLAM-N)を今年中に攻撃型潜水艦および一部水上艦艇に配備するとの方針を明らかにし、また、戦艦ニュージャージーが「トマホーク長距離巡航ミサイルを最初に配備する艦艇」であることが報道された。

なお5日付けの新聞は、核トマホークの実戦配備は今年6月からと伝えた。

これらの報道等により、反核、反トマホークの気運が高まり、市民団体等から市議会に対し、核巡航ミサイルトマホークを搭載した米軍艦船の横須賀寄港反対を求める請願が出された。

このことから、市議会は、5月10日、「非核三原則に関する意見書」を全会一致で可決した。

また、6月5日、「反トマホーク市民運動」による54,587人分の署名が提出された。

しかし、このような世論の高まりの中、6月13日、外務省より明日、原子力潜水艦タニーが横須賀に寄港する旨の通知があった。

同艦は、核付き巡航ミサイルトマホーク搭載予定のスタージョン級に属することから、14日、市長は、外務大臣に対し、「核付き巡航ミサイルトマホークが配備されているか否かについて、米国政府に確認されたか、又、確認される意向があるか」及び、「核付き巡航ミサイルトマホーク配備艦船の寄港についての日本政府の基本姿勢について」申し入れを行った。

これに対し、外務省は「配備されているか否かについては確認していない。また、確認する考えがない。日本政府としては、非核三原則を堅持していく姿勢に変わりはない」との見解を示した。

これにつづき、20日、市長並びに市議会議長及び副議長が、外務大臣に面会し、去る5月10日市議会で可決された「非核三原則の堅持に関する意見書」並びに14日、タニー寄港に伴う申し入れをふまえ「非核三原則の厳正な遵守」を要請した。

市長から「核の持ち込ませずについては、船に積んでの入出港、領海の通航、領空の飛行についても持ち込ませずに触れ、事前協議の対象になると理解しているが政府としてはそれにくるいはないか」との質問に対し、外務大臣は「……それになんらくるいはない」との答弁があり、さらに市長が「トマホークには核・非核両用あるが、ひとつひとつ確かめる意志があるか」との質問を行ったのに対し外務大臣は「……事前協議の対象になっており、アメリカもそれを守るということであるから、あえてその必要はないし、確かめるつもりはない」との答弁があった。

なおタニーは、6月14日横須賀に入港し、6月21日出港した。

6月28日付け新聞は、米国総務省は、27日、米海軍の海上発射付き巡航ミサイルトマホークが数日前、米海軍に複数の艦船に配備された旨の発表を報道した。

7月5日、神奈川県議会において「神奈川県非核県宣言」が可決された。

7月9日付け新聞は、米国下院歳出委員会軍事小委員会の記録として、国防総省の核付きトマホークの艦船配備計画を伝え、また、16日付け新聞では、空母ミッドウェイに、7月10日核爆雷搭載可能の「対潜ヘリコプターシーキング」6機から成る「ヘリコプター対潜戦闘部隊12」が新設されたことを伝えた。

このような核持ち込みの不安が増大する中、9月5日、旧軍港市市長会議で「非核三原則の厳正な遵守」と「核兵器の廃絶について」の共同声明が採択された。

また、市議会においても、10日「核兵器廃絶に関する決議書」を全会一致で可決した。

9月18日、外務省より、原子力潜水艦「インディアナポリス」が19日横須賀に寄港するとの通知をうけ、同艦が核付き巡航ミサイルトマホーク配備予定と伝えられるロサンゼルス級に属することから、外務大臣に対し、「核付き巡航ミサイルトマホークが配備されているか否かを米国政府に確認したか、また確認する意向があるかについて」照会をすると共に「非核三原則の厳正な遵守」を強く求めた。

これに対し、外務省は、「確認していないし、あらためて確認する意向はない、いかなる核兵器の持ち込みも事前協議の対象であり、事前協議がなかったことは、配備されていないものと確信している。

核兵器の持ち込みについては、日米安全保障条約の中で事前協議のきちとした枠組があり、日米の強い信頼関係がある以上あらためて確認することはない。」との回答があった。

以後、12月3日寄港の「サンフランシスコ」以降ロサンゼルス級原子力潜水艦寄港の都度同主旨の要請を行っている。

[昭和60年]

昭和60年10月17日寄港の「ヒューストン」には、一部の文献によればすでに巡航ミサイルトマホークが配備されたともとれる表現となっているところから、外務大臣に対し同艦の寄港について市民に大きな不安と動揺があることを訴え、核付き巡航ミサイルトマホークは配備されているか、否かについて米国政府に確認するよう求めると共に「非核三原則」の厳正な遵守を強く要請した。

これに対し、外務省は「非核三原則を堅持する日本政府の立場は従来から変わらない。」としたうえで「事前協議がなかったことは、持ち込みはないと確信している。したがって、あらためて確認する考えはない。」との従来と同様な回答があった。

[昭和61年]

昭和61年8月23日外務省から米国原子力巡洋艦「ロングビーチ」が横須賀に寄港する旨の通知を受けた。同艦は、巡航ミサイル「トマホーク」の搭載能力が付与されてから初の横須賀寄港となることから、核兵器持ち込みについて市民の不安と動揺を解消するために、急遽、外務省に対し、(1)「非核三原則」を厳正に遵守し、核兵器の持ち込みが絶対がないことを明瞭な形で明らかにさせること。(2)寄港に伴い、市民の生命と財産を守り、安全を確保するため不測の事態が生じることのないよう、十分配慮されることを要請した。

これに対し、外務省からは、(1)非核三原則は国の基本政策として遵守してきた。今後もそのことは守っていく。(2)米国との関係においては、安保条約の枠組があり、米側から申し入れがない限りは核の持ち込みはないものと確信している。(3)園田外務大臣、阿部外務大臣は、マンズフィールド大使を呼んで事前協議制度について、申し入れを行ってきたが、今回ニュージャージーが寄港することと米艦の装備の近代化の現状をふまえ、念には念を入れるため、倉成外務大臣が米大使を8月16日招致し、申し入れを行った。その際マンズフィールド大使は、安保条約及び関連取極を誠実に履行しており、今後も履行していくとの決意の表明があった。このこと

から、核兵器の持ち込みはないと確信している。(4)警備については、関係省庁に連絡をし、市民の安寧に万全を期したい。」との回答があった。

[昭和62年]

昭和62年8月23日付け新聞各紙は、「公表された米軍の公式文書によると、爆発物処理第一グループ分遣隊が横須賀と佐世保に配置されており、これが扱う事故の中に核兵器事故も含めるよう指示されていることが明らかになった」と報道した。

この報道に関して、市長は直ちに次のようなコメントを発表した。

「今まで外務省からも、在日米海軍司令部からも何らこの種の情報は得ていない。私としては、従来から政府が言明しているとおおり、「非核三原則」は厳正に遵守されているものと信じている。

しかし、今回の報道に鑑み、外務省等にも照会し、不明な点などあれば明らかにし、「市民の不安を除き、安全を守る」姿勢を今後も強く維持したい。」

また、外務省に同分遣隊の存在の有無等について照会したところ「(1)爆発物処理第一グループ分遣隊が横須賀と佐世保に置かれていることは米側より確認している。(2)このグループの任務は爆発物全般の処理を任務としており核爆発物のみの処理を任務とする部隊ではない。(3)わが国には、核兵器は存在せず、わが国にある米軍の部隊が、わが国において核爆発物処理を行うことはあり得ない。横須賀においても、通常爆発物のみを扱っていると承知している。(4)いずれにせよ、政府としては、核兵器の持ち込みについて事前協議が行われぬ以上、米国による核持ち込みがないことについては、何らの疑いも有していない。」との回答を得た。

昭和62年9月30日在日米海軍は、海外家族居住計画によって現在横須賀に配備されているフリゲート艦フランシスハモンドに替えて、駆逐艦ファイブを配備する旨発表した。

ジェーン海軍年鑑によれば、駆逐艦ファイブは、スプルーアンス級に属し、同級にはVLS(垂直発射装置)の装備と「トマホーク」の配備が予定されていると記載されているところから直ちに外務省に対し、「(1)米軍が横須賀にフリゲート艦フランシスハモンドに替え、駆逐艦ファイブを交替させることを承知しているか。(2)具体的配備はいつか。(3)垂直発射装置が装備されているか、また、その計画があるか。(4)トマホークが配備されているか、また、その計画があるか。(5)本日までに交替配備が米軍から発表された以外に艦船の交替等配備の変更がある

か。」を照会した。

これに対し、外務省からは、「(1)米軍はファイブを1988会計年度中にフランシスハモンドと交替する計画があることは承知している。(2)具体的な配備時期は承知していない。(3)ファイブは現在改修中であり、改修終了後は垂直発射装置を装着すると聞いている。(4)垂直発射装置には種々のミサイルを装填可能であると聞いているが当方としては、ファイブがいかなる武器を有することとなるか等につき確認する立場にない。(5)現在まで明らかにされたもの以外は承知していない。」との回答があった。

[昭和63年]

昭和63年1月14日在日米海軍は、海外家族居住計画によって現在横須賀に配備されているフリゲート艦カークに替え巡洋艦バンカーヒルを1988年中に配備する旨発表した。

文献等によると、同艦はVLS(垂直発射装置)を装備し、トマホークの発射実験を行った等が記述されているところから、直ちに外務省に対し、VLSが装着されているか。トマホークが配備されているか。また、核兵器の持ち込みがないことを米国に確認したか等について照会した。

これに対し、外務省からは「(1)同艦にはVLSが装着しているものと承知している。(2)同艦がトマホーク積載能力を有していることは承知しているが、米海軍は、個々の艦船の装備については議論しないことにしており、当方としては、同艦が、いかなる武器を有するか等につき確認する立場にない。(3)トマホーク積載能力を有することと、現実にこれを装備することは、別個の問題であり、また、トマホークは通常弾頭及び核弾頭の双方を装備できる核・非核両用兵器である。(4)安保条約上艦船によるものを含め、核兵器の持ち込みが行われる場合は、すべて事前協議の対象となり、また、核持ち込みの事前協議が行われた場合、政府としては、常にこれを拒否する所存であるので「非核三原則」を堅持するとの立場は十分理解されると考える。従って、個々の艦船につき、いちいち核の有無につき確認する考えはない。」との回答があった。

昭和63年1月16日駆逐艦ファイブ及び巡洋艦バンカーヒルが横須賀をいわゆる母港として配備されると発表があったことに伴い、外務大臣に対し、次のような要請を文書で行った。

「政府においては、両艦のいわゆる母港化という新たな事態に鑑み、「非核三原則」を堅持するという立場から、平和を願う市民の不安解消と生命の安全を守るため、両艦に核兵器が搭載

されていないことを明らかにするよう、強く要請するものであります。」

昭和63年4月29日、原子力潜水艦「オマハ」の寄港に際し、同艦が、米国原子力潜水艦の寄港300回目に当たるため、市長は、「米艦船の寄港については、日米安全保障条約及び関連取極により行われるものであり、これを否定するものではない。しかしながら、この機会に国是である「非核三原則」の厳正な遵守を改めて国に対し強く求める。万一の放射能事故対策については、国の責任において確立するよう、かねてから国へ強く要請している」旨のコメントを発表した。

昭和63年7月19日、駆逐艦ファイフ及び巡洋艦バンカーヒルのいわゆる母港化に対し、「核トマホーク艦(ファイフ・バンカーヒル)横須賀母港に反対する会」から137,036人分の署名が提出された。

昭和63年7月27日、カリフォルニア大学教授ジャクソン・デビス博士が来日し、原子力艦船による放射能事故が起きた場合の被害想定を発表したことに伴い、外務大臣、自治大臣、科学技術庁長官及び国土庁長官に対し、「この被害想定を発表に伴う市民の不安を取り除くため、国は今後どう対応していくのか、明確な見解を承りたい。万一の場合の米国原子力艦船の事故対策を早急に確立するよう改めてこの機会に要請する」旨の要請を文書で行った。

昭和63年8月26日、在日米海軍が、駆逐艦ファイフ及び巡洋艦バンカーヒルが同月31日入港する旨発表したことに伴い、同月29日、市長及び市議会議長が直接外務大臣に面会し、「(1)核付き巡航ミサイル「トマホーク」の搭載がないことを明確にされたい。(2)日米安全保障条約第4条による「随時協議」を行われたい。(3)非核三原則が厳正に遵守されていることを従来の表明以上により明瞭で理解しやすい方途で明らかにされたい。」旨の要請を文書で行った。

これに対し外務大臣から「(1)事前協議がない限り、わが国への核持ち込みはないというのが政府の変わらない主張である。(2)昭和61年8月、戦艦ニュージャージーが佐世保に寄港した際、マンズフィールド大使を招いて随時協議を行っており、このことは今日にも及んでおり、現時点において随時協議申し出る意思はない。(3)大使を呼んで確認する考えはない。国会において、非核三原則が遵守されていることを、総理大臣も答弁しているし、外交の最高責任者である外務大臣が市長に直接このことお話しということで私を信頼していただきたい。」との回答があった。

昭和63年9月21日、巡洋艦アンティータムの寄港に際し、同艦はタイコンデロガ級に属し、VLS(垂直発射装置)を装備し、核・非核両用の巡航ミサイル「トマホーク」を搭載する能力を有しているといわれているところから、外務大臣に対し、同艦に巡航ミサイル「トマホーク」が配備されているか、否かについて米国政府に確認するとともに、重ねて非核三原則の厳正な遵守を強く要請した。

昭和63年10月21日付け新聞は、米の核積載艦の日本寄港・通過問題をめぐって日米両政府間に、1960年代から「暗黙の了解」が存在していたことを、ディーン・ラスク元国務長官、アレクシス・ジョンソン元駐日大使らが確認したと報道した。

このことについて外務省に対し、「(1)報道は事実か。(2)報道内容について、米国政府に確認されたい。」旨照会した。これに対し外務省から「(1)そのような事実はない。(2)私人としての発言なので政府としては米側に照会する考えはない。」との回答があった。

昭和63年12月12日、外務省から原子力潜水艦「ルイビル」が翌13日横須賀に寄港する通知を受けた。一部の文献によればロサンゼルス級のうち、SSN—719以降の艦にはVLS(垂直発射装置)が装備中と記述されていることから、外務大臣に対し、同艦にVLSが装備されているか否か、また核付き巡航ミサイル「トマホーク」が配備されているか、否かについて米国政府に確認するとともに、非核三原則の厳正な遵守について、文書で要請を行った。

これに対し外務省から、「VLSを装備しているものと承知している。核兵器の持込については、事前協議制があり、米側から事前協議がない限り、核の持込はないと確信する。したがって確認する考えはない」との回答があった。

[平成元年]

平成元年5月8日付けの新聞等で報道された、1965年(昭和40年)12月5日、沖縄沖で米空母「タイコンデロガ」から水爆を搭載したままの米軍機が水没したとの、核兵器搭載米軍機の水没事故に関し、元年5月12日、外務大臣に対し、「事実関係を速やかに、かつ、厳正に究明すること。」等について文書をもって要請した。

また、5月16日、市議会は「水爆搭載米軍機の水没事故に関する意見書」を全会一致で可決した。

同日、核兵器搭載米軍機の水没事故に関し、旧軍港市振興協議会四市長が直接外務大臣に面会し、「(1) 事実関係を速やかに、かつ、厳正に究明すること。(2)事前協議の問題については、説得力をもち得ないのでわかりやすく説明すること。(3)航海日誌を政府の責任において調査すること。(4)事前協議が空洞化していると言われていたので、安全保障条約第4条の随時協議を日本側から提起すること。(5) 非核三原則を厳正に遵守すること。」を文書をもって要請。

これら要請に対し外務省から、「(1)政府としては、本件事故については重大な関心を有し、米国政府に対し、日本政府が重大な関心を表明するとともに、事実関係につき照会を行っている。(2)横須賀寄港については、現時点では確認できておらず、米側に照会中である。」等の回答を得た。

平成元年5月23日、市長は市議会本会議の場を借り、「核兵器廃絶・平和都市宣言」を行った。

平成元年10月8日及び9日付け新聞等で、空母ミッドウェイの元艦長ユージン・キャロル退役少将は「空母は公海上では、核を搭載しており、行動の途中で核を積み下ろすことはない」旨の発言をしたと報道された。

このことについて外務大臣に対し、「(1)発言の内容について確認すること。(2)1971年当時の横須賀寄港の有無について。(3)当時、日米安保条約に基づく事前協議が行われたか、否か。」の旨の照会及び非核三原則の厳正な遵守について重ねて強く要請した。

これに対し、外務省から「(1)政府として一私人の立場での発言に関する報道につきいちいちコメント或いは確認する立場にない。(2)地位協定第5条第2項により米軍艦船が提供されている施設・区域への出入りは権利として認められており、ミッドウェイの横須賀米軍施設・区域への入港実績を承知する立場にない。(3)政府として一私人の立場での発言に対する報道につき、いちいちコメントする立場にない。いずれにせよ当時事前協議が行われなかった以上、米国による核持ち込みがなかったことについては、何らの疑いも有していない。」との回答があった。

平成元年10月20日付けで外務省から、仏国海軍軍艦「デュプレ」、「アミラル・シャルネ」及び「ソム」が11月10日から16日まで横須賀港を親善訪問する旨の通知を受けた。

一部文献によれば、同3艦のうち「デュプレ」には、核兵器の装備能力を有するヘリコプターが搭載されていると記述されていることから、10月31日、外務大臣に対し、「同艦に核兵器が搭載されているか、否かについて仏国政府に確認されるとともに非核三原則の厳正な遵守を

強く要請する。」旨の要請を文書で行った。

これに対し外務省から「(1)非核三原則に基づき外国軍艦によるものも含め核兵器の持込は拒否する。(2)我が国の非核三原則は既に内外に周知徹底されており、仏国が我が国の基本的政策を尊重していることは当然の前提であり、これら軍艦が核兵器を持ち込むことはそもそも想定されていない。(3)仏国がこのような我が国の重要な政策を裏切ることはないとの信頼関係は、外交の基本にかかわる問題である。我が国としては、かかる立場から今回の艦船の寄港にも対処する所存である」旨の回答があった。

平成元年11月10日、在日米海軍は、海外家族居住計画によって現在横須賀に配備されている巡洋艦「リーブス」及び駆逐艦「オルデンドーフ」に替わって巡洋艦「モービルベイ」及び駆逐艦「ヒューイト」を配備する旨発表した。

ジェーン海軍年鑑によれば巡洋艦「モービルベイ」はVLS(垂直発射装置)を装備し、巡航ミサイル「トマホーク」の搭載能力を有し、また駆逐艦「ヒューイト」は、VLSを装備中であり、巡航ミサイル「トマホーク」の搭載が計画されていると記述されているところから、同月13日、外務大臣に対し、「(1)米海軍が発表した計画を承知している。(2)具体的配備はいつか。(3)両艦にはVLSが装備されているか、「トマホーク」が配備されているか、核兵器の搭載がないことを確認したか。(4)本日までに交替配備が発表された艦船以外に、艦船の交替等、配備の変更計画があるか」について文書で照会した。

これに対し、外務省から「(1)1990年中に巡洋艦「リーブス」及び駆逐艦「オルデンドーフ」を巡洋艦「モービルベイ」及び駆逐艦「ヒューイト」に各々交替させるものと承知している。(2)具体的な配備時期は承知していない。(3)両艦はVLSを装備しているものと承知している。両艦についてトマホーク積載能力を有していることは承知しているが、当方として、両艦がいかなる武器を有するか等につき確認する立場にない。日米安保条約上、核兵器の持ち込みは、事前協議の対象となり、また事前協議が行われた場合、政府は常に拒否する。米政府は我が国の立場を十二分に理解しており、事前協議が行われぬ以上、米国による核兵器の持ち込みがないことについてなんらの疑いも有していない。したがって、我が国から照会或いは申し入れを行う必要はない。(4)新たな艦船の交替等の具体的計画があるとは承知していない」との回答があった。昭和40年12月5日に発生した核兵器搭載米軍機の水没事故に関しては、要請し

た後も数次に亘り明らかになっていない点について「早急かつ厳正に究明するよう」求めてきたところ、元年12月27日、外務省が米国政府からの回答を発表したとの情報得、直ちに外務省へ確認し、次の回答を得た。

(米国政府回答(口頭))

米国政府は、日本国民の特別の関心を理解し、「タイコンデロガ」の事故をめぐる情報を提供してきた。すなわち、位置及び環境上の影響を含め、当該事故に関する情報を日本政府に提供してきた。

しかしながら、米国政府は、この問題に関するこれ以上の議論は我々の軍の運用上の政策を危うくするものであり我々の国家安全保証上の利益に悪影響を与えるものとする。

(日本政府としての受けとめ方)

- 1 政府としては、今回米側の説明をそのまま受けとめている。すなわち、本件に関するこれ以上の議論、情報の提供等は軍の運用上の政策を危うくし、国家安全保障上の利益に悪影響を与えるので、米国政府は、これ以上の議論、情報の提供等はしないとの考えであると理解している。
- 2 米政府の考えは以上の通りであるので、日本政府としてはあらためて米政府に照会することは考えていない。日本政府としては、米政府の当該最終回答を理解する。
- 3 いずれにしろ、累次説明のとおり、日米安保条約上、艦船によるものを含め核兵器の持込みが行われる場合は、すべて事前協議の対象となる次第であり、政府としては、核兵器の持込みの事前協議が行われない以上、米国による核兵器の持込みがないことについては何らの疑いも有していない。
- 4 米国政府は、核兵器の持込み問題に関する我が国の立場及び関心を最高首脳レベルを含めて十二分に理解している。本件事故に関する米国防省の対外説明(5月9日)においても、「米国は核兵器に関する日本国民の特別な感情を承知しており、日米安保条約及び関連取極の下での義務を誠実に遵守してきており、今後も引き続き遵守する」旨述べられているところである。

[平成2年]

平成2年1月29日、先の核兵器搭載米軍機の水没事故の米国政府の回答（元. 12. 27）に対する「日本政府としての受けとめ方」に対し、本市は「本市が求め続けてきた「事実関係の厳正な究明」に適切に答えたものとは思えず、核兵器の持ち込みに対する市民の間の不安と動揺を解消するには至らず、また、日米安全保障条約の運用に関し、不信の念すら抱かせかねず、誠に憂慮にたえない。本職は、日米安全保障条約を尊重するものであり、今後もこの姿勢は不変である。

それ故に政府におかれては、今後とも日米安全保障条約の厳正な運用を図られると共に、「**国是**」である「**非核三原則**」の厳正な遵守を重ねて要請する」旨、文書をもって要請した。

平成2年2月13日寄港の米軍巡洋艦「レイクシャンプレイン」には、一部文献によれば、同艦がタイコンデロガ級に属し、VLSを装備し、かつ、核・非核両用の巡航ミサイル「トマホーク」が配備されていると記述されているところから、外務大臣に対し、市民の不安解消と生命の安全を守るうえから、同艦にVLSの装備及び核付き巡航ミサイル「トマホーク」が配備されているか、否かについて米国政府に確認するよう求めると共に「**非核三原則**」の厳正な遵守を要請した。

これに対し外務省から「(1)同艦はVLSを装備しているものと承知している。(2)同艦が、トマホーク積載能力を有していることは承知しているが、米海軍は、個々の艦船の装備については議論しないこととしており、当方としては、同艦がいかなる武器を有するか等につき確認する立場にない。(3)日米安全保障条約上、艦船によるものを含め、核兵器の持ち込みが行われる場合は、全て事前協議の対象となり、米国から事前協議がない以上、核の持ち込みはないと確信する。核持ち込みの事前協議が行われた場合、政府としては常にこれを拒否する所存である。(4)「**非核三原則**」を堅持するという日本政府の立場は従来と変わりはない。この方針は、従来とも一貫して変わっていない。」との回答があった。

平成2年2月23日、空母「ミッドウェイ」の交替について、外務省北米局長から「今般訪日中の米国防長官より、1991年中に空母ミッドウェイを通常型空母インディペンデンスと交替させ、その乗組員家族を横須賀市及びその周辺に居住させる予定である旨連絡があった。」との連絡があった。

平成2年2月26日、前記の件に関し、外務省に対し「本件交替配備に際し「**非核三原則**」が厳

正に遵守されていることを、従来の表明以上に、より明瞭な形で明らかにするため、日米安全保障条約第4条による「随時協議」を行う考えはないか。」等について文書をもって照会。

この照会に対し、外務省から「(1)米海軍は、個々の艦船の装備については議論しないこととしており、当方として空母「インディペンデンス」がいかなる武器を有するか等につき確認する立場にない。(2)いずれにせよ、安保条約上、艦船によるものを含め、核兵器の持ち込みが行われる場合は、すべて事前協議の対象となり、また、核持ち込みについての事前協議が行われた場合、政府としては常にこれを拒否する所存であるので、非核三原則を堅持するとの我が国としての立場は十分確保されると考える。(3)政府としては、米国政府は核持ち込み問題に対する我が国の立場及び関心を、最高首脳レベルを含めて十二分に理解しており、核持ち込みの事前協議が行われない以上、米国による核持ち込みがないことについては何らの疑いも有していない、米国政府は、安保条約及びその関連取極に基づく日本に対する義務を誠実に履行してきており、今後とも引続き誠実に履行する旨保証している。安保条約のような国の安全保証の根本に係わる条約については、日米間の確固たる信頼関係が不可欠の条件である。安保条約は、このような信頼関係に基づいているのであり、安保条約及びその関連取極上明らかなことにつき、米国の義務の不履行を前提として、改めて協議を求めるようなことは不適當であると考え。」との回答があった。

平成2年4月23日、英国海軍軍艦「ミナーバ」、「アリアドニ」及び「ブリストル」の寄港に関連し、外務省に対し、一部文献によれば、同3艦のうち「ミナーバ」には、核兵器の装備能力を有するヘリコプターが搭載されており、「アリアドニ」には、同型のヘリコプターが搭載可能と記述されているところから「非核三原則」の厳正な遵守について、文書による要請を行った。

それに対し、同日、外務省から「(1)国連軍の我が国への駐留の根拠となっている吉田・アチソン交換公文及び国連軍地位協定上は、核の我が国への持ち込みが認められているいかなる規定も存在せず、また、これらの締結された趣旨に照らしても、国連軍による核の我が国への持ち込みは本来的の予想されていないところであり、核の我が国への持ち込みに当っては、別途我が国の同意が必要である。(2)「非核三原則」に基づき、艦船によるものも含め、我が国への核兵器の持ち込みが行われる場合には、これを拒否する所存である。(3)我が国の友好国たる国連軍地位協定締約国が無断で核を持ち込むようなことは考えられない。」との回答があ

った。

平成2年6月17日付け新聞等での、昭和35年の日米安全保障条約改正時のダグラス・マッカーサー元駐日大使が「核兵器を搭載した米軍艦船の寄港及び領海通過は事前協議の対象外、との米側の立場を日本政府も了解していた。」と語ったとの報道について、平成2年6月25日の参議院外務委員会で、外務省北米局長は「本件発言について、米国政府関係者がマッカーサー元駐日大使に確認したところ、同氏は「自分の駐日大使在任時代は、かなり昔のことでもあり、日本政府当局者の一々の発言について、覚えておらず、また、報道されているような発言は行っていない。」と述べたと聞いている。政府としては、マッカーサー元駐日大使は、報道されたような発言はしていないと了解している。」と答弁を行った。

平成2年7月24日、在日米海軍が、巡洋艦「モービルベイ」及び駆逐艦「ヒューイット」の寄港期日を発表したことに伴い、同日、外務大臣に対し、両艦のいわゆる母港化に鑑み、改めて、政府におかれては、両艦に核兵器が搭載されていないことを米国政府に確認すると共に、「非核三原則」が厳正に遵守されていることを、従来の表明以上により明瞭で理解しやすい方途で明らかにするよう文書をもって要請した。

[平成3年]

平成3年7月30日、外務省から空母「ミッドウェイ」の出港及び空母「インディペンデンス」の寄港について、ミッドウェイは8月10日の出港、インディペンデンスは9月11日の寄港とする連絡があった。

平成3年7月31日、市長、市議会議長、副議長が外務大臣に面会し、「(1)ミッドウェイの交替に関し、改めて「協議」(意向打診)がなかったことに対し、遺憾の意を表明すると共に、国是である、「非核三原則」が厳正に遵守されていることを、従来の表明以上に、より明瞭で理解しやすい方途で明らかにされたい」等について要請を行った。

それに対して、外務大臣は「(1)本件交替は、海外家族居住計画に基づき、米第7艦隊の空母の乗組員家族が横須賀市及びその周辺に居住するという実態を何ら変更するものではなく、昭和47年に行ったような意向打診を改めて行う考えはない。米側より、本件事前協議が行われない以上、核持ち込みがないことについては、いささかの疑いも有していない。かかる政府の立

場については、再三に亘り、国会等の場においても明らかにしてきており、政府を代表して明確に申し上げる」等について回答があった。

平成3年8月30日、インディペンデンスの交替配備に関し、市長が外務大臣あて、文書をもって、北米局長に面会し「ジェーン海軍年鑑によればインディペンデンスには核兵器積載能力を有する航空機が搭載されていると記述されていることから、核兵器の持ち込みについて、不安を与えていることも事実である。よって、特に、次のことについて適確に行われるよう要望する。(1)国是である「非核三原則」が厳正に遵守されていることを、従来 of 表明以上に、より明確で理解しやすい方途で明らかにされたい。(2)すなわち、核兵器の持ち込みは絶対にあってはならず、したがってこのことを、政府自らの責任において明確にされたい」等について要請を行った。

平成3年9月2日、前記要請に対し、外務省から「政府としては、米側より本件事前協議が行われない以上、核兵器の持ち込みがないことについては寸ごうの疑いも有してない。かかる政府の立場については、総理をはじめ私(外務大臣)からも再三に亘り、国会等の場において明らかにしてきたところであり、政府を代表して明確に申し上げる」等の回答があった。

平成3年9月27日(日本時間9月28日)ブッシュ大統領は核兵器削減計画を発表。

特に、海洋戦術核兵器について、核巡航ミサイルを含め艦艇と、攻撃型潜水艦からすべての戦術核兵器を撤去すると発表した。

[平成4年]

平成4年1月16日、外務省から「米海軍は、本日10時、駆逐艦「オブライエン」を本年夏に海外家族居住計画に基づき横須賀に乗組員家族を居住されている艦船に追加する旨公表する予定である。」との事前連絡があった。平成4年1月31日、前期連絡について、外務大臣に対し、「(1)世界が軍縮と和平に向け大きく動いている時に、何故横須賀に新たな艦船を追加配備する必要があるのか。(2)米国艦船から戦略核兵器が撤去される時期を明確に承知したい。(3)駆逐艦「オブライエン」に核兵器が搭載されていないことを明確に承知したい。」等について文書で照会した。

平成4年2月6日、前記照会に対し、外務省から「(1)本件措置は、米軍の運用上の考慮によ

り行われるものであり、米国がこの地域に対する責務とプレゼンスを維持し、偶発的事態に対処していくために必要であるとの米国の判断に基づくものと承知している。冷戦は終わり、核大国間の軍縮は進んでいるが、国際社会はなお不確実性が支配しており、かつ、局地的には不安定性を高めており、我が国としては引き続き日米安保体制の効果的運用を図っていく必要がある。政府としては、駆逐艦オ布莱エンの横須賀における海外家族居住計画への追加による第7艦隊の我が国周辺におけるプレゼンスの維持・強化は、我が国の安全および極東の平和と安全に資するものと考えており、これを歓迎する。日米安保体制の下での米軍の存在は、日本の安全確保にとっての抑止力にとどまらず、我が国を含むアジア・太平洋の平和と安定にも貢献している。(2)米国は、米艦船等からの海洋発射戦術核兵器の撤去作業には、安全な方法で行うため、完全に終了するまでには撤去開始から約半年あまりかかると予想している。しかし、撤去完了の具体的な時期については承知していない。(3)米海軍は個々の艦船の装備については議論しないこととしており、当方としてオ布莱エンが如何なる装備を有するか等につき確認する立場にない。いずれにせよ、安保条約上、艦船によるものを含め核兵器の持ち込みが行われる場合は、すべて事前協議の対象となり、また、核持ち込みについての事前協議が行われた場合、政府としては常にこれを拒否する所存であるので、非核三原則を堅持するとの我が国としての立場は十分確保され则认为。米国政府は、核持ち込み問題に対する我が国の立場および関心を、最高首脳レベルを含めて十二分に理解しており、我が国政府としては、米国より核持ち込みの事前協議が行われないう以上、米国による核持ち込みがないことについてはいささかの疑いも有していない。米政府は、安保条約および、その関連取極に基づく日本に対する義務を誠実に履行してきており、今後とも引き続き誠実に履行する旨保証している。」等の回答があった。

平成4年3月2日、巡洋艦「アンティータム」の寄港に際し、同艦は、タイコンデロガ級に属し、VLS(垂直発射装置)を装備しており、核・非核両用の巡航ミサイル「トマホーク」を搭載する能力を有しているといわれているところから、外務大臣に対し、同艦にVLSの装備及び核付き巡航ミサイル「トマホーク」が配備されているか、否かについて米国政府に確認するとともに、重ねて「非核三原則」の厳正な遵守を要請した。

平成4年6月15日、駆逐艦「フレッチャー」の寄港に際し、一部文献によれば、同艦はスプルー

アンス級に属し、VLSの装備が予定されており、核・非核両用の巡航ミサイル「トマホーク」の搭載が計画されていると記述されているところから、外務大臣に対し、同艦に核付き巡航ミサイル「トマホーク」が配備されているか、否かについて米国政府に確認するとともに、重ねて非核三原則の厳正な遵守を要請した。

平成4年7月3日、新聞等で報道のあった「米国艦船からの戦術核兵器撤去に関する米国大統領声明」について、同日、外務省に対し、「(1)本日報道のあった、米国艦船からの戦術核兵器の撤去について、政府として承知しているか。(2)撤去が完了したのはいつか承知しているか。(3)この機会に、改めて我が国の「非核三原則」について、全世界に周知されたい。(4)今回の米国政府声明に関し、日本政府としても公表すべきではないか。」との口頭による照会を行った。

照会に対し、外務省は、「(1)米国から事前に連絡を受けており、承知している。(2)いつ撤去が完了したかについては具体的に承知していないが、発表があった(日本時間2日夜)時点においては、撤去が完了していると承知している。(3)我が国の「非核三原則」については、累次に亘り説明してきているところであるが、今後においても機会をとらえ、我が国の核兵器に関する基本政策について、説明していく所存である。(4)昨年米国大統領声明がなされた際、既に歓迎する旨明らかにしているところでもあり、今回、改めて歓迎する等を表明することは考えていない。従来説明してきたとおり、日米安保条約上、艦船によるものを含め、核兵器の持ち込みが行われる場合には、全て事前協議の対象となり、また、核兵器持ち込みについての事前協議が行われた場合、政府としては常にこれを拒否する所存である。政府としては、核兵器持ち込みの事前協議が行われない以上、米国による核兵器持ち込みがないことについては、何らの疑いも有していない。更に政府としては、今後とも、「非核三原則」を堅持する所存である。以上の政府の立場は、昨年9月のブッシュ大統領イニシアチブ及び今般の戦術核兵器撤去作業の完了の発表によって変更されるものではない。」と回答した。

平成4年7月4日、前記大統領声明の発表に関し、外務省に確認したとことにともない、これまで行ってきた核兵器搭載能力を有する艦船の寄港に伴う核兵器搭載の有無の確認と「非核三原則」の厳正な遵守について、今後においては、その都度の要請は行わないこととした。

平成4年7月17日付け報道のあった、英国航空母艦「インビンシブル」駆逐艦「ニューカッスル

」が7月23日から27日まで横須賀に寄港するとのことに関し、同日、外務大臣に対し、一部文献によれば、両艦は核兵器の装備能力を有するヘリコプターが搭載されているところから、両艦に核兵器が搭載されているか、否かの確認と「非核三原則」の厳正な遵守について、文書をもって要請した。

それに対し、同日、外務省から「我が国としては、非核三原則に基づき、外国軍艦によるものを含め、我が国への核兵器の持ち込みは、これを拒否するとの立場である。我が国の非核三原則は、既に内外に周知徹底されているところであって、今回英国が艦船を横須賀港に寄港させることを希望するに際しては、係る我が国の基本的政策を尊重するとの立場で行動していることは当然の前提であり、これら艦船が核兵器を持ち込むことは、そもそも想定されない。なお、英国政府は、昨年9月、「全ての海軍軍艦及び航空機から通常の状態においては戦略核兵器を撤去する」ことを発表し、また本年6月、「今後海軍艦艇及び航空機は戦術核展開能力を有しない」ことを発表している。」等について回答があった。

[平成6年]

平成6年5月11日付け新聞で「月刊誌「文芸春秋」6月号の中で、「沖縄返還の際に核持ち込みを認める密約が存在していた」と密約の存在に言及している」と報道されたことに関し、外務省に対し、口頭にて事実関係等の照会を行った。

それに対し、外務省から「政府が従来から申し上げているとおり、ご指摘のような密約は存在しない。69年11月21日の佐藤総理及びニクソン大統領の共同声明第8項に明確に述べられているとおり、日米間においては、沖縄の施政権の返還に関し、これが核についての日本政府の政策に背馳しないように実施される旨確認されている。なお、核持ち込みについての事前協議が行われた場合には、政府としては常にこれを拒否する考えであることについては、従来より繰り返して申し上げているとおりである。」旨の回答を口頭で得た。

[平成11年]

平成11年8月2日付け新聞で、1963年、当時の大平外務大臣とライシャワー駐日大使との会談で「日本の領海や港内の艦船上の核は持ち込みに当たらない」旨、見解を示したことが米

側の外交文書で明らかになったと報道されたことに関し、外務省に対し、口頭にて、「これが事実であるならば、核兵器を搭載した米艦船の寄港や領海内の通過が認められていたことになる。」このことについて政府の見解を伺いたい旨照会を行った。

それに対し、外務省から、5月17日の日米防衛協力のための指針に関する特別委員会(参議院)において、高村外務大臣が「これは日本とアメリカが取り交わした文書ではないわけであり、アメリカの国内でそういう文書があるということについて、私はそのことについてコメントすることは適当でないと考えますし、米軍による我が国への核兵器の持ち込みは、日米安全保障条約第6条の実施に関する交換公文、いわゆる岸・ハーター交換公文であります。これにおいて、「装備における重要な変更」として事前協議の対象となっているわけであり、また、核持ち込みについての事前協議が行われた場合には、政府として常にこれを拒否する考えでございます。これらの点については従来より繰り返し述べているところでございます。」と述べているとおりの回答を口頭で得た。

[平成12年]

平成12年2月27日付け、新聞で空母「ミッドウェイ」の横須賀配備(1973年)は「核付き」を前提にしていた旨の記事について、翌28日、神奈川県と横須賀市で外務省へ事実関係について口頭にて照会を行った。

これに対し、同日、外務省から「米政府の内部文書に対し、政府としてコメントするのは適当でない。核兵器持ち込みは、事前協議の対象事項であり、協議されていない以上、非核三原則が遵守されているものと承知している。」旨の回答を口頭で得た。

[平成22年]

岡田外務大臣は、平成21年9月16日にいわゆる「密約」問題について、過去の事実を明らかにするよう調査命令を出した。平成21年9月25日に外務省の調査チームが作業に着手、平成21年11月27日には、6名の有識者からなる有識者委員会が発足した。

平成22年3月5日に外務省調査報告書、3月9日の有識者委員会報告書の発表があり、3月10日に外務省北米局地位協定室長が来訪し、いわゆる「密約」問題に関する調査についての説明

があった。

(外務省調査報告書の概要)

【安保条約改定時の核持込みに関する「密約」】

●調査結果の概要

- ・藤山外務大臣とマッカーサー駐日大使との間で作成された「討議の記録」の写しと思われる文書二件(英文のみ)が発見された。
- ・上記「討議の記録」によって、核搭載艦船の寄港等を事前協議の対象から除外するとの日米間の認識の不一致があったかどうかについては、それを否定する多くの文書が発見された。

現実にはむしろ、この点について日米間での認識の不一致があったということと思われる。

(いわゆる「密約」問題に関する有識者委員会報告書の概要)

【核搭載艦船の一時寄港】

●結論

- (イ)日米両国間には核搭載艦船の寄港が事前協議の対象か否かにつき明確な合意はない。他方この問題の「処理」については合意がないわけではない。
- (ロ)日本政府は、米国政府の解釈に同意しなかったが、米側にその解釈を改めるよう働きかけることもなく、核搭載艦船が事前協議なしに寄港することを事実上黙認した。日米間には、この問題を深追いすることで同盟の運営に障害が生じることを避けようとする「暗黙の合意」が存在した。
- (ハ)序論における密約の定義によれば、日米両政府間には、安保改定時に姿を現し、その後1960年代に固まった、「暗黙の合意」という広義の密約が存在。
- (ニ)日本政府の説明は、嘘を含む不正直なもの。民主主義の原則から、本来あってはならない。ただしその責任と反省は、冷戦という国際環境と国民の反核感情との間の容易ならざる調整を踏まえるべき。
- (ホ)今回の調査で利用できた外務省文書の量と質はこの問題の構造を大まかにつかむのに十分それでも重要部分に欠陥があり、解明できないところが残った。そうなった経緯に関する事情調査と重要文書の管理に対する深刻な反省が必要。

(政府見解)

- ・過去については、「事前協議が無かったから核を搭載した艦船の寄港は無かった」との説明を、「無かったとはいいきれない」と変更する。
- ・これほど長期間、しかも冷戦後も明らかにされてこなかったことは、遺憾である。
- ・関係機関、寄港地の自治体に対しては、誠に申し訳ない。
- ・今回の調査により、外交に対する国民の信頼回復を期待する。
- ・今回の調査結果については、日米安保の運用には影響を与えない。
- ・非核三原則についても変えるつもりはない。
- ・現時点において、1991年の米国の核政策に基づけば、我が国政府として、岡田外務大臣として、核搭載艦船の我が国への寄港はないと判断している。
- ・米国の核政策に関する方向性は、核の役割を低減させ、核への依存を減らすというものであり、外務大臣としては、再搭載が起きるとは考えていない。

平成22年3月16日に廣川副市長が外務省に赴き、いわゆる「密約」問題に関する調査結果について、「暗黙の合意」に基づき、長い年月の間、嘘を含む不正直な政府の説明が続けられ、これを修正する努力が無かったこと、そして「過去に核搭載艦船の寄港が無かったとは言い切れない」との政府見解に対し、遺憾の意を伝えるとともに、次のとおり文書要請を行った。

(要請内容)

- 1 核兵器搭載艦船が寄港することがないことの確認
- 2 国是である「非核三原則」の遵守

平成22年4月10日、岡田外務大臣が来訪し、いわゆる「密約」問題に関する調査結果についての3月16日付け要請に対し、文書により回答。

(回答内容)

- 1 1991年の水上艦及び攻撃型潜水艦を含む米国海軍の艦艇及び航空機から戦術核兵器を撤去する旨の発表、1992年の同撤去を完了した旨の発表、本年4月の核トマホーク(TLAN/N)を退役させる旨の発表等、これまでに公にされた米国の核政策に基づけば、現時点

において、我が国政府としては、核兵器を搭載する米国艦船の我が国への寄港はないと判断しています。

2 鳩山内閣として、非核三原則を堅持する方針に変わりありません。

(市長より口頭にて回答)

- 1 大臣自从来訪され、具体的な説明をいただいたことに感謝する。本日の国の説明を信じたいと考えている。
- 2 横須賀市は重い基地の負担を抱えている。外務省は米軍の事件・事故、防衛省は防衛補助、総務省は基地交付金というように縦割りになるのではなく、国全体として横須賀市の負担を再認識していただきたい。